(平成 19 年 10 月 1 日)(議 会 訓 令 第 2 号)

(趣旨)

第1条 この基準は、議員、町長その他の特別職(非常勤の者を含む。)及び一般職の職員(以下「議員等」という。)の弔慰について定めるものとする。

(基準)

第2条 議員等に関する弔慰は、次の表のとおり行うものとする。

(1) 現職の議員等及びその家族が死亡したとき。

(単位:円)

職名		本 人			一親等以內	
					の同居親族	
		弔慰金	供花料	供物料	弔慰金	供花料
	議長	70,000	15,000	5,000	10,000	10,000
	議員 (議長を除く。)	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
	町 長	50,000	15,000	10,000	10,000	10,000
	副町長	30,000	15,000	5,000	5,000	5,000
	教育長	20,000	10,000	5,000	5,000	5,000
	各執行機関の委員					
特	(監査委員並びに教					
別	育委員会、農業委員					
職	会、選挙管理委員会及	10,000	5,000	_	5,000	5,000
	び固定資産評価審査					
	委員会の委員をいう。					
	以下同じ。)					
	行政連絡委員	10,000	5,000	—	_	_
	消防団団長	10,000	5,000			
	消防団副団長	5,000	5,000	_	_	_

一般職	部長 (局長を含む。)、					
	参事、課長(館長を含	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	む。)、主幹					
	係長、主査、主任、主	10,000	5,000	5,000	_	_
	事					

備考

- 1 議長、議員、町長、副町長及び教育長の一親等以内の親族は、上表の「一親等以内の同居親族」とみなす。
- 2 2以上の職を兼ね、又は兼ねていたことがある場合には、その者が主として就いていた職のいずれか一つを基準とする。
- 3 この基準により難い場合はその都度、議長が定める。

(2)前に公職であった議員等が死亡したとき。

(単位:円)

職名	弔慰金	供花料	供物料	摘 要
議長	20,000	10,000	5,000	配偶者については、 弔慰金 5,000円
議員(議長を除く。)	10,000	10,000		
町長	10,000	10,000		配偶者については、 弔慰金 5,000円
助役又は副町長	5,000		_	
収入役	5,000			
教育長	5,000	<u> </u>	_	

備考

- 1 2以上の職を兼ね、又は兼ねていたことがある場合には、その者が主として就いていた職のいずれか一つを基準とする。
- 2 この基準により難い場合はその都度、議長が定める。

附則

- この訓令は、平成19年10月1日から施行する。 附 則(平成20年3月31日議会訓令第2号)
- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日議会訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日議会訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月15日から施行する。ただし、第 2条第1項の表一般職の部部長(局長を含む。)、課長(館長を含む。)、主幹の項の改正規定は、同月1日から施行する。